

# 揖保川地域森林計画 一部変更計画書

(揖保川森林計画区)

計画期間

〔 自 平成 26 年 4 月 1 日  
至 平成 36 年 3 月 31 日 〕

(平成 28 年 1 月 15 日兵庫県告示第 34 号)

兵 庫 県

# はじめに

## ――揖保川地域森林計画の樹立及び一部変更について――

### 1 揖保川地域森林計画の樹立について

平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日を計画期間とする揖保川地域森林計画は、平成 25 年 12 月に樹立し、平成 26 年 1 月 14 日付け兵庫県告示第 25 号により公表した。

### 2 揖保川地域森林計画の一部変更の経緯について

計画の対象とする森林の区域や計画量の変更に伴い、計画内容の一部変更を行い、平成 27 年 1 月 16 日付け兵庫県告示第 29 号により公表した。

### 3 今回変更する揖保川地域森林計画について

- (1) 計画の対象とする森林の区域や計画量の変更に伴い、計画内容の一部変更を行い、平成 28 年 1 月 15 日付け兵庫県告示第 34 号により公表した。
- (2) 変更箇所にはアンダーラインを付した。
- (3) この変更については、公表の日からその効力を生じるものとする。

# 目 次

## I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況
- 2 前計画の実行結果の概要
- 3 計画樹立に当たっての基本的考え方

## II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 - - - - - 1
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
    - (1) 森林の整備及び保全の目標
    - (2) 森林の整備及び保全の基本方針
    - (3) 計画期間において到達し、かつ、保全すべき森林資源の状態等
- 第3 森林の整備に関する事項
  - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項
    - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
    - (2) 立木の標準伐期齢に関する指針
  - 2 造林に関する事項
    - (1) 人工造林に関する指針
    - (2) 天然更新に関する指針
    - (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
  - 3 間伐及び保育に関する基本的事項
    - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
    - (2) 保育の標準的な方法に関する指針
    - (3) その他必要な事項
  - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
    - (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
    - (2) 木材等生産機能の維持増進を図る森林区域の基準および当該区域における森林施業の方法に関する指針
    - (3) その他必要な事項
  - 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
    - (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
    - (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
    - (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
    - (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
    - (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
  - 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
    - (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針
    - (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
    - (3) 作業システム高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
    - (4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針
- 第4 森林の保全に関する事項
  - 1 森林の土地の保全に関する事項
    - (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
    - (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
    - (3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
  - 2 保安施設に関する事項
    - (1) 保安施設の整備に関する事項
    - (2) 特定保安林の整備に関する事項
    - (3) その他必要な事項

3	森林の保護に関する事項	
	(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	
	(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	
	(3) 林野火災の予防の方針	
第5	保健機能森林の整備に関する事項	
	(1) 保健機能森林の区域の基準	
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6	<u>計画面量等</u>	
1	伐採立木材積	
2	間伐面積	
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	
4	林道の開設又は拡張に関する計画	
5	<u>保安林整備及び治山事業に関する計画</u>	
	(1) <u>保安林として管理すべき森林の種類別面積等</u>	- - - - - 2
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	
第7	<u>その他の必要な事項</u>	
1	<u>保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法</u>	- - - - - 3

## Ⅱ 計 画 事 項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

また、地域森林計画の対象となる民有林は、次の事項の対象となる。

- (1) 森林法(昭和26年法律第259号)第10条の2第1項の開發行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

事 務 所 名	市 町 名	面積 (ha)
総 計		<u>163,795.26</u>
姫 路 農 林 水 産 振 興 事 務 所	姫 路 市	<u>28,909.60</u>
	神 河 町	<u>17,351.19</u>
	市 川 町	6,227.78
	福 崎 町	<u>2,461.47</u>
	小 計	<u>54,950.04</u>
光 都 農 林 振 興 事 務 所	相 生 市	6,809.56
	た つ の 市	11,398.36
	赤 穂 市	<u>7,968.58</u>
	宍 粟 市	<u>46,120.84</u>
	太 子 町	639.06
	上 郡 町	<u>11,250.35</u>
	佐 用 町	<u>24,658.47</u>
	小 計	<u>108,845.22</u>

- (注) 1 本計画の対象とする森林は、兵庫県農政環境部農林水産局林務課のほか各事務所に備え付ける森林計画図において表示する区域の民有林である。  
2 この表に掲げる森林面積は、平成27年3月31日現在のものである。

第6 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積(ha)		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		流域		前半5カ年の 計画面積			
指定	水源の <sup>かん</sup> 涵養	加古川～揖保川		216	108		
		揖保川		288	144		
		千種川		201	101		
		小計		705	353		
	災害の防備	加古川～揖保川		151	76		
		揖保川		156	78		
		千種川		181	91		
		小計		488	245		
	保健・風致等	加古川～揖保川		68	34		
		揖保川		60	30		
		千種川		43	22		
		小計		171	86		
	計				1,364	684	

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積(ha)		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		流域		前半5カ年の 計画面積			
解除	水源の <sup>かん</sup> 涵養	加古川～揖保川		0	0	指定理由の消滅	
		揖保川		0	0	指定理由の消滅	
		千種川		1	1	指定理由の消滅	
		小計		1	1		
	災害の防備	加古川～揖保川		1	1	指定理由の消滅	
		揖保川		2	1	指定理由の消滅	
		千種川		1	1	指定理由の消滅	
		小計		4	3		
	保健・風致等	加古川～揖保川		0	0	指定理由の消滅	
		揖保川		-	-		
		千種川		0	0	指定理由の消滅	
		小計		0	0		
	計				5	4	

注 四捨五入のため、積み上げと小計、計の値は一致しない。

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

#### コ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区の森林

立木竹の伐採は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可が必要である。

ただし、単木択伐、立木竹の本数において20%以下の間伐、保育のためにする下刈り、除伐については、許可を要しない。